

## 「福祉コミュニティ研究会」紹介

井出 信男 (埼玉県/障害者の総合施設をつくる会・会長)

### 研究会発足の経緯

協同総合研究所の提案に基づいて、'96年9月27日、明治大学研究棟会議室において「第1回福祉コミュニティ研究会」が開催された。

構成メンバーは、菅野正純（協同総合研究所副理事長）、黒川俊雄（慶応義塾大学名誉教授）、鳥村節子（日本労働者協同組合連合会）、鈴木勉（広島女子大学教授）、中川雄一郎（明治大学教授）、前川禮太郎（協同総合研究所福祉担当研究員）、依田発夫（長野県高齢者協同組合副理事長）の各氏及び私の8名で、座長に鈴木勉氏を選出した。

研究テーマは、「福祉コミュニティの形成と協同組合—社会連帯協同組合を見据えて—」とし、当面の研究期間を'97年5月までとすることが確認された。

主な研究内容については、高齢者が主体となって幅広い支援者とも連帯した仕事おこしに取り組む「高齢者協同組合」が全国各地に実際に発足している一方、公的介護保険法案が国会に提出される準備がすすめられている状況の中で、福祉コミュニティの形成に果たす「非営利・協同」の役割を明らかにすることを主題とし、次の諸点を骨子として研究会をすすめることとした。

1. 障害者問題及び高齢者問題の基本的視点の国際的動向—特に国連「世界人権宣言」とのかかわりにおいて—
2. 諸外国における福祉コミュニティの形成と非営利・協同の役割及び実践
3. 政府及び地方自治体の福祉政策の特徴と評価
4. 公共性の構造転換—公共と協同の新たな連携について—
5. 日本の高齢者協同組合、先行する障害者運動

の現状と発展方向

6. 「高齢者と支援者による協同組合」をめぐる諸問題
7. 保健・医療・福祉の非営利・協同のネットワークにおける新たなケアワーク像
8. ケアマネージメントをはじめとする、協同の公的福祉への積極的関与と提案

### 研究会の経過

研究会の運営については、第1回目において研究テーマにそってゲストスピーカーを招いてすすめられることが確認されており、第2回目からは以下の内容によって行われた。

第2回（'96年10月26日）

「現代日本の福祉政策と障害者運動の展開」（鈴木勉氏）

第3回（'96年11月23～24日、「いま「協同」を問う'96全国集会」より）

「福祉コミュニティと協同—保健・医療・福祉のネットワーク」（第4分科会）

第4回（'96年12月23日）

「長野県佐久地方における地域医療・福祉の実践並びに厚生省での介護保険をめぐる議論」（依田発夫氏）

「イギリスのコミュニティ協同組合」（中川雄一郎氏、社会的経済研究会において）

第5回（'97年1月18日、社会的経済研究会・研究所基本研究会と共催）

「スウェーデンにおける新しい協同組合運動の意味するもの」（立命館大学教授 川口清史氏、コメンテーター 鈴木勉・中川雄一郎両氏）

第6回（'97年2月15日）

「イタリアの社会連帯協同組合」（菅野正純氏）

なる企業内教育といったものではない。それは1966年原則で指摘されたことである。

第6に、人々の能力の発揚、人々の能力の向上によって人々の自己管理能力を高めていくということは、人間の尊厳に立脚した協同組合においてとりわけ重要な教育の意義を示すものである。これは、「ベーク報告」と1995年原則においてとくに強調されたことである。

第7に、協同組合の教育原則は、単に原則の一つではなく、その前提・基礎である、協同組合教育は、協同組合の原理・原則全体から位置づけられなければならない。単に教育原則の文言のみから理解されてはならない。これらは1966年原則、1995年原則において強調されたことである。

第8に、協同組合教育のために基金が十分に形成されなければならない。ロッチデール原則をはじめ、1937年原則、1966年原則で一貫して追求されてきたことである。1995年原則でも、第3原則「組合員の財務参加」に継承されているといえることができる。

第9に、協同組合教育は「個人主義的な人間観・教育観」ではなく、次のような人間観・教育観に立脚する。人は他者との関わりにおいて、つまり協同することによってのみ、成長し事を達成することができる、自己と他者と社会の三者の関わりのなかで、協同活動によって人は成長する、協同組合教育は、相互性と協同性に基づくものである。これは、1995年原則の説明で指摘されたことであり、今日の新しい教育観に共通するものである。

第10に、こうした協同組合教育は教育一般に対しても大きな意味を提示しているものと思われる。「ベーク報告」もそのような観点で協同組合教育をとらえていたのであり、1995年原則の教育観・学習観による協同組合教育は、教育一般における問題解決に重要なヒントを投げかけるものである。

### 協同組合教育の基本原則

今日の教育学から提起されている新しい教育観・学習観では、①実践性（創造性、共同性）、指

導者の実践性と創造性と共同性、②参加性（主体的な共同体への参加）、③共同性・相互性（対象世界と自己と他者の関係の形式）が不可欠な要素として示されている。これらは実践性、参加性、共同性は協同組合の特質であり、協同組合教育の基本原則でもある。そうであるならば、新しい教育観・学習観は協同組合の原理に合致するといえるであろう。

まとめとして、協同組合教育の基本原則で要点を示せば、以下のとおりである。

第1に、協同組合教育は、協同組合の原理・協同組合原則全体のなかで位置づけられる必要がある。いわゆる教育原則だけで、しかもその思想や意義を踏まえることなく、その文言だけで協同組合教育を理解しようとするのは、協同組合教育を狭くとらえることになる。協同組合教育は協同組合の本質のなかで位置づけられなければならないし、協同組合原則全体を実践への指針として協同組合教育が取り組まれる必要がある。したがって、協同組合教育の方法は協同組合原則全体に照らして行われなければならない。

第2に、したがって、実践性・参加性・共同性に基づいた「文化的実践への参加」という新しい教育観・学習観はまさしく協同組合教育の原理である。協同組合教育は、その意味で、「個人主義的教育観」を克服する新しい教育観・学習観の体現者としておよび先導者としての役割をもつ可能性をもっているのである。その新しい教育観によれば、教育とは、人々が共有する文化の継承と創造に参加するという学習活動を、援助し指導することである。その主体は学習者であって、援助する人（指導者）と学習者、学習者同士によって一つの共同体、文化の共同体が形成される。世界を認識し、自己のアイデンティティを形成し、他者との相互関係をつくる——この三位一体の追求が学習であり、教育である。このような意味での教育過程・学習過程は、「自立協同」「相互扶助」の協同組合の原理そのものであるといえよう。（くわしくは『ロバート・ウエン協会年報 XXI』1997年4月刊行予定の拙稿を参照されたい。）

## 研究の今後

国際的には、イギリスのコミュニティ協同組合について更に深めた研究を行い合わせて、当面イタリアの社会連帯協同組合の現状視察が検討されている。

一方、これまでに報告された「スウェーデンにおける新しい協同組合」の中で「自立生活のための障害者協同組合」について、障害者とワーカーとの間において使用者と雇用者との関係があるとの説明があったが、この点については協同組合精神からいって違っているのではないかとの論議が行われた。

わが国における障害者運動関係者の中においても「障害者がワーカーに金銭を支払っている以上命令をし、働いていただくことは当然」と考えている方がいると聞いている。

私たちは、この問題について更に深めた論議をし、発展させることが重要と考える。

国内での研究課題としては、介護保険制度の導入をめぐる政策動向と対抗関係づくり、高齢者協同組合運動の現状及び今後の展望、先進的な協同組合間協同や地域福祉協同による「福祉コミュニティの形成」について調査・研究を行う等が予定されている。

研究会としては、以上の研究をすすめ、最終の論議を加えた結果を「報告書」として取り纏めて参りたいと考えていますが、会員の方で他に研究課題として追加の提案がございましたら、ご意見をお寄せ下さい。

## むすびにかえて

この研究を通しスウェーデンやイタリアにおける新しい協同組合を学ばさせていただいてきた中で私なりに感じたことは、新しい協同組合運動が広がりを見せてきている背景には、単に経済的な変化からだけというよりも、人間としてもっとも尊重されなければならないニーズを自らが社会参加し、築きあげようとする草の根的な運動の台頭ではないだろうかということだった。

また、依田発夫氏は、長野県佐久病院や小諸厚生病院の実践活動を振り返って「劣悪な生活環境、労働環境の中で暮らす農民のための医療活動」から始まった医療活動が今では「病院主導型の運営ではなく住民参加の開かれた病院運営」を目指してきているとの報告があった。

鈴木勉氏は、社会福祉の戦後50年を整理した上で、最近の共同作業所運動について「共同作業所運動は、その内だけで閉塞する相互扶助組織と見るべきではなく、障害者(家族)、職員、関係者、地域住民の協同を基礎とした、外へ開かれた地域変革の実践体である」とらえられるべきであろう」と結んでいる。

この研究会の研究テーマである「福祉コミュニティの形成と協同組合—社会連帯協同組合を見据えて—」は、まさしく国際的な大きな潮流となっているものと実感するところである。

私たちの運動である「障害者の総合施設をつくる会」においても、障害者も高齢者も地域住民もお互いが手を携え合いながら共に生きてゆくことのできる施設、即ち単に施設づくりを目指すのではなく、福祉コミュニティを形成していきたいと考えている。